

シェーグレン症候群診断基準

1. 生検病理組織検査で次のいずれかの陽性所見を認めること

- A) 口唇腺組織で4mm²あたり1focus(導管周囲に50個以上のリンパ球浸潤)以上
- B) 涙腺組織で4mm²あたり1focus(導管周囲に50個以上のリンパ球浸潤)以上

2. 口腔検査で次のいずれかの陽性所見を認めること

- A) 唾液腺造影でStage I(直径1mm未満の小点状陰影)以上の異常所見
- B) 唾液分泌量低下(ガム試験にて10分間で10mL以下、またはサクソテストにて2分間で2g以下)があり、かつ唾液腺シンチグラフィにて機能低下の所見

3. 眼科検査で次のいずれかの陽性所見を認めること

- A) シルマー試験で5分に5mm以下で、かつローズベンガル試験(van Bijsterveldスコア)で3以上
- B) シルマー試験で5分に5mm以下で、かつ蛍光色素試験で陽性

4. 血清検査で次のいずれかの陽性所見を認めること

- A) 抗Ro/SS-A抗体陽性
- B) 抗La/SS-B抗体陽性